

明日香村観光戦略策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本村では、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」という）に準拠した規制と各種支援及び、弛みない地域住民の努力により、約半世紀にわたり古都に相応しい日本の原風景（以下、「歴史的風土」という）が現在に至るまで保全・継承されてきた。

その一方で、明日香法の規制に伴う経済活動の制限や社会経済情勢に伴う核家族化の進行などを背景に、人口減少等の問題は深刻化しており 2017 年には過疎地域に指定されている。

そのため、人口減少等を起因とする地域活力の衰退に対して、第 5 次明日香村総合計画に基づき、歴史的風土や文化財を地域資源として五感で体感できる「明日香まるごと博物館づくり」を推進し、「農林業」と「観光業」を基軸とした地域産業振興と関係人口等の交流促進による持続可能な地域づくりを目指している。

本村の「観光業」を取り巻く現状は、近年、全国各地における観光による地域づくりの活発化や旅行形態の多様化等を背景に、観光入込客数が年間 80 万人前後とピーク時（昭和 55 年）の約 160 万人と比べて低い水準で推移しているとともに、昨今のコロナウイルス感染症の影響が長期化することが見込まれ、柔軟かつ適時適切な対応が求められる状況となっている。

この現状に対して、宿泊客数の推移や消費者ニーズ等の市場動向把握などのデータ分析による観光マーケティングの実施、来訪者満足度等を踏まえたホスピタリティー向上に向けた観光施設等に対するマネジメントの実施による質の高い観光地経営の実践が課題となっている。

また、地域内消費率などを高めていくため、農林業との融合等による魅力ある旅行商品造成など、国内・外の来訪者が安心・快適に周遊滞在することができる観光受入地環境整備の推進や、広域 DMO など多様な主体との連携協力による効率的・効果的な観光プロモーションの展開、さらには、牽牛子塚古墳整備や新規宿泊施設の進出が予定されている西明日香地域の活性化や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に向けた展開など、新たに創出される観光資源・資産を最大限活用していくことが課題となっている。

本業務は、これら課題に効果的・効率的に取り組みを展開し、「明日香まるごと博物館づくり」の実現性を高めていくため、「観光業」に関係する関係者間における目的・ビジョンの共有と適切な役割分担、また、現状分析と中長期的な将来予測の双方向からの視点に基づく企画立案と「選択と集中」を図っていくための指針として、明日香村観光戦略を策定することを目的とする。

本観光戦略は中長期を見通しつつ、当面の 5 年間に取り組む戦略をまとめたものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度第403号 明日香村観光戦略策定支援業務委託

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月26日まで

(3) 業務内容

別紙仕様書とおり

(4) 予算額

金 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

委託料の支払いは、業務の完了を確認したうえで一括して支払います。

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと
- (4) 明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと
- (6) 観光振興計画等の調査・計画策定、事業者等によるワークショップ運営、産業振興に資する計画策定等に関する業務の受託実績を有すること

4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び資格調書を指定期限までに提出してください。

5. 実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和2年7月27日（月）から令和2年8月7日（金）まで

（ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

明日香村役場 産業づくり課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

(3) 交付資料

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書（様式1）
- ④ 資格調書（様式2）
- ⑤ 質問票（様式3）
- ⑥ 提案書（様式4～様式6）

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ (<http://www.asukamura.jp>) からダウンロードできます。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和2年7月27日(月) から令和2年8月7日(金) まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 産業づくり課
〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

(3) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 資格調書(様式2)

※ 会社概要、同種・類似業務の受託実績を詳細に記入してください。

(4) 提出方法

郵送により提出してください。書留郵便によることとし、令和2年8月7日(金) 午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行います。

7. 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和2年8月11日(火)
(ただし、午前9時から午後5時まで)

(2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のファックス番号に送信してください。
尚、電話及び口頭での質問は受け付けません。

ファックス番号 0744-54-2440 (明日香村役場 産業づくり課あて)

(3) 回答方法等

上記の受付期間に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和2年8月12日(水) までにファックスで回答します。

8. 提案書の提出

(1) 提出期間

令和2年8月17日(月) から令和2年8月21日(金) まで
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

明日香村役場 産業づくり課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地

(3) 提出書類

① 提案書表紙（様式4）

② 業務実施体制及び実績（様式5）

ア 本業務担当予定者の同種・類似業務等の詳細な実績を記載してください。

※ 担当者の経歴、保有資格、手持業務の状況等を含みます。

イ 同種・類似業務の受託実績を記載してください。

※ 業務内容、契約金額等を具体的に記載してください。

③ 提案書（様式6）

ア 本村の観光に関する現状と動向の整理・分析について提案してください。

イ 本村の観光に関する取組等の整理・分析について提案してください。

ウ 本村を取り巻く観光動向の整理・分析について提案してください。

エ 観光事業者等とのワークショップ等の開催支援について提案してください。

オ 明日香村観光戦略（案）の作成について提案してください。

④ 見積書（任意様式で構いません。）

(4) 提出方法

郵送により提出してください。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和2年8月21日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

(6) その他

① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは10ポイント以上とします。

② 業務実施体制を1ページとし、各ページに通し番号を付けてください。

③ 提案書表紙（様式4）には、代表者の押印が必要です。

④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出してください。

9. ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めためヒアリングを実施します。

(1) 日時及び場所

令和2年8月下旬予定（詳細は別途通知します。）

(2) 留意事項

① 時間は1提案者あたり20分（提案者からの説明10分、質疑応答10分）程度を予定しています。

② ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。

③ ヒアリングの参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者の参加を必須とします。

- ④ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外します。

10. 審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。尚、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより契約候補者を特定します。

審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

11. 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

12. 契約の解除

契約締結後、契約者について11の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

尚、11中、「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

13. その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。
- (5) 提出されたすべての書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となります。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とします。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めません。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがあります。
- (9) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとします。

14. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和2年7月27日(月)～令和2年8月7日(金)
参加申込書の提出	令和2年7月27日(月)～令和2年8月7日(金)
質問票の提出	令和2年8月11日(火)
提案書の提出	令和2年8月17日(月)～令和2年8月21日(金)
ヒアリング	令和2年8月下旬 予定
審査結果の通知	令和2年9月上旬 予定
契約の締結	令和2年9月上旬 予定